

令和3年第2回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和3年6月15日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐 百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉 太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
教 育 部 長 兼 生 涯 学 習 課 長 作 田 純 一	政 策 推 進 課 長 舘 下 憲 一
税 務 課 長 菊 地 健	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆	再 生 復 興 課 長 伊 藤 寿 夫
産 業 課 長 渡 辺 雅 彦	建 設 課 長 杉 原 仁
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子	教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第36号から議案第45号及び報告第1号から報告第2号）

議案第36号 大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて

議案第37号 令和3年度大玉村一般会計補正予算4月①の専決処分の承認を
求めることについて

議案第38号 令和3年度大玉村一般会計補正予算4月②の専決処分の承認を
求めることについて

議案第39号 大玉村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第 4 0 号 平成 2 3 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 1 号 令和 3 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 4 2 号 令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 4 3 号 令和 3 年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第 4 4 号 令和 2 年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負変更契約について

議案第 4 5 号 区長代理の委嘱について

報告第 1 号 令和 2 年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について

報告第 2 号 令和 2 年度大玉村事故繰越しに係る繰越計算書について

提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 鈴木真一、藤田良男、齋藤智

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。令和３年第２回６月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、１２名全員であります。定足数に達しておりますので、令和３年第２回大玉村議会６月定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 会議に先立ちまして、本年４月１日付職員の人事異動により、議会事務局職員に異動がありましたので、議会の運営に関する基準１７３の規定により、職員の紹介をいたします。

議会事務局職員について、事務局長より紹介させます。議会事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） おはようございます。

議会事務局職員を紹介いたします。議会事務局主任主事齋藤智です。

○書記（齋藤 智） 齋藤です。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の紹介が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 会議に先立ちまして、議会の運営に関する基準１５７の規定により、議員の表彰の報告を行います。

これより表彰の報告をいたします。

暫時休議いたします。

（午前１０時０２分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前１０時０４分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

本日の傍聴に上野多姫子さんがお見えになっておりますので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 議事日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、４番本多保夫君、５番松本昇君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和3年第2回6月定例会にあたりまして、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る6月11日午前10時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案12件で、その内容は、専決処分承認案件3件、条例改正案件2件、補正予算案件3件、工事請負変更契約案件1件、人事案件1件、報告関係2件の、合わせて12件であります。

また、今期定例会の一般質問者は7名であります。

以上のことから、会期につきましては、本日6月15日から18日までの4日間と決定いたしました。

また、日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日15日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、請願及び陳情の委員会付託、委員会

6月16日 休会 (議案調査のため)

6月17日 本会議 一般質問者 6名

6月18日 本会議 一般質問者 1名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何卒ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査報告について、指定管理運営に係る監査報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一）　ご苦勞さまでございます。

本日、第２回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りましたこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝）　行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　日程第５、議案第３６号から議案第４５号及び報告第１号から報告第２号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（藤田良男）　別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝）　事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　日程第６、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一）　本定例会における提出議案は、専決処分３件、条例改正案２件、補正予算案３件、工事請負変更契約案件１件、人事案件１件、報告２件、合わせて１２件であります。

それでは、議案第３６号、大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）が、令和３年３月３１日に公布され、原則として同年４月１日から施行されたことに伴い、大玉村税条例等について改正が必要になったため、令和３年４月１日付で本条例等の一部を改正する条例を専決処分したのでご報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容について申し上げます。

第１条大玉村税条例の一部改正について、第２４条については、個人の村民税の非課税の範囲に関する規定で、均等割額の非課税限度額において、扶養親族については年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとされ、国外居住扶養親族の取扱いを見直しをするものであります。

第３４条の７については、寄附金税額控除に関する規定で、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲について見直しするものであります。

第３６条の３の２については、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定で、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に関して、税務署長の承認が廃止されたものであります。

第３６条の３の３については、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、第１項では、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直し、第４項では、前条と同様に公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に関して、税務署長の承認が廃止されたものであります。

第53条の8及び第53条の9については、退職所得に係る特別徴収税額及び退職所得申告書に関する規定で、退職所得申告書の定義に係る規定の整備と退職所得申告書の電子提出に関して、税務署長の承認が廃止されたものであります。

第81条の4については、環境性能割の税率に関する規定で、読替規定を対象に追加するものであります。

附則第5条については、個人の村民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定で、所得割の非課税限度額における国外居住扶養親族の取扱いを見直すものであります。

附則第6条については、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定で、セルフメディケーション税制について令和9年度まで5年間延長するものであります。

附則第10条の2については、わがまち特例に関する規定で、法律改正に合わせた改正と、条例の項ずれに伴い改正を行うものであります。

附則第11条から附則第13条までの各条項は、固定資産税に関する特例及び経過措置に関する規定で、令和3年度における評価替えに伴い、従前の特例及び経過措置を、令和3年度から令和5年度の期間中において引き続き適用するものであります。

附則第14条については、免税点の適用に関する特例の規定で、法律改正に合わせて改正するものであります。

附則第15条については、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、特例期間を令和5年度まで延長するものであります。

附則第15条の2については、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長するものであります。

附則第15条の2の2については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、読替規定を対象に追加するものであります。

附則第16条については、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50％軽減及び25％軽減の対象を営業用常用軽自動車に限定した上で、特例の期間を2年間延長するものであります。

附則第16条の2については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、条例改正に伴う項ずれを反映するものであります。

附則第22条及び附則第26条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告及び新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、それぞれ適用期間を延長するものであります。

次に、第2条大玉村税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、第48条法人の村民税の申告納付、第50条法人の村民税に係る不足税額の納付の手續、第52条法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、附則第3条の2延滞金の割合等の特例については、法律改正に伴う項ずれを反映させ、所要の改正を行うものであります。

次に、附則第1条では施行期日を、附則第2条では村民税に関する経過措置を、附

則第3条では固定資産税に関する経過措置を、附則第4条では軽自動車税に関する経過措置を定めるものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第37号から議案第38号、令和3年度大玉村一般会計補正予算4月①及び②の専決処分の承認を求めることについて、概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第37号、令和3年度大玉村一般会計補正予算4月①の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和3年4月5日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

補正予算第1号は、既定の予算の総額に1億1,128万2,000を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,774万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第38号、令和3年度大玉村一般会計補正予算4月②の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、令和3年福島県沖地震による被災住宅修理支援経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和3年4月30日付をもって専決処分による補正予算を編成したものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

補正予算第2号は、既定の予算の総額に1,265万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億39万6,000円とするものであります。

次に、議案第39号、議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

大玉村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和元年5月31日に公布され、令和元年12月に施行されたことに伴い、大玉村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであり、改正の内容について申し上げます。

第4条第4項について、「審査申出書には審査申出人が押印しなければならない。」とする規定を削除するもので、加えて項ずれに伴い、所要の改正を行うものであります。

附則は、施行について定めるものであります。

次に、議案第40号、平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、平成23年東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の免除措置

等に対する国の財政支援が延長され、令和３年度においても措置されることになり、条例改正の必要が生じたことから、平成２３年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

改正の内容について申し上げます。

国民健康保険税に係る減免規定に、「第４条の１０」を新たに追加するもので、減免の内容については、帰還困難区域から避難を行っている場合は、令和３年度分の国民健康保険税の全額を免除。

また、令和元年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域、旧居住制限区域、旧帰還困難区域及び特定避難勧奨地点に居住していたために避難を行っている場合で、世帯に属する国民健康保険の被保険者の基準所得額の合計が６００万円以下の世帯の場合は、令和３年度分の国民健康保険税の全額を免除するものであります。

なお、これら規定により減免する国民健康保険税相当額については、令和３年度の特別調整交付金により財政支援を受けることとなります。

附則では、施行期日及び適用について定めるものであります。

続きまして、議案第４１号から議案第４３号、令和３年度各会計補正予算について、概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

補正予算書をお開きください。

議案第４１号、令和３年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算書１ページをお開き願います。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や災害等廃棄物処理事業などの経費について、緊急性・重要性を勘案した予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に１億２，１４３万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億２，１８２万８，０００円とするものであります。

次に、議案第４２号、令和３年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

２５ページをお開きください。

今回の補正は、本年度における保険税や各種納付金等の精査を行い、その結果に基づき調整を行ったものであります。

本算定に基づく保険税につきましては、国民健康保険財政調整基金を充当することにより、保険税率は前年度と比べて１人当たり６．２％、世帯当たり７．２％の減とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける被保険者の負担を抑えられるよう、所要の措置を講じた予算の編成をしたものであります。

その結果、既定の予算の総額に５２５万７，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億１６万９，０００円とするものであります。

議案第４３号、３３ページをお開きください。

令和３年度大玉村土地取得特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、保育所用地代の増額に係る予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に１３万６，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１，９７４万６，０００円とするものであります。

続いて、議案第４４号、議案関係のほうにお戻りください。

議案第４４号、令和２年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負変更契約について申し上げます。

斎藤建設工業株式会社と令和２年９月１７日に締結しました令和２年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負契約につきまして、施工数量の確定により本工事費が減額となることに伴い、契約額５，６９８万円を５，６４９万８，２００円とし、４８万１，８００円を新たに減額する変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第４５号、区長代理の委嘱について申し上げます。

現職の区長及び区長代理は、令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの任期で委嘱しており、本村行政事務の円滑な運営にご尽力をいただいております。

この度、大玉１区区長代理の辞職により、新たな区長代理を委嘱するに当たり、大玉村区長等設置条例第２条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は同条例第３条第２項の規定により、前任者の残任期間である令和４年３月３１日までとなります。

続いて、報告第１号、令和２年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について及び報告第２号、令和２年度大玉村事故繰越しに係る繰越計算書については、資料をご覧ください。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第３７号から議案第３８号、令和３年度一般会計補正予算４月①及び②の専決処分の承認を求めることについて、議案第４１号から議案第４３号、令和３年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第３７号、令和３年度大玉村一般会計補正予算４月①の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正予算書のほうをご覧くださいと思います。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

８ページをお開き願います。

款２総務費の新型コロナウイルス感染症対策費の事項①庁舎等感染症対策に要する経費は、アルコール消毒液等のほか、災害用備蓄倉庫に感染対策資機材を保管するための保管棚等の購入経費など、合わせて５８６万円の補正計上であります。

事項②教育施設等感染症対策に要する経費は、アルコール消毒液等の購入のほか、幼稚園や小中学校トイレの自動水栓化等及びトイレ清掃委託経費など、合わせて2,911万3,000円の補正計上であります。

事項③小中学生給食費助成に要する経費は、保護者負担を50%に軽減するための経費1,266万9,000円の補正計上であります。

事項④小中学校修学旅行等バス増車に要する経費は、自動車借上料123万円の補正計上であります。

事項⑤学習指導員配置に要する経費は、3名分の報償費で249万4,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

事項⑥高校・大学生等図書購入支援に要する経費は、図書券を配付するための経費470万円の補正計上であります。

事項⑦幼小中図書購入助成に要する経費は、小中学生を対象に図書券を配付し、保育所及び幼稚園には図書の一括購入・配置を行うための経費として464万円の補正計上であります。

事項⑧福祉施設等感染症対策に要する経費は、総合福祉センターさくら及び保育所のトイレを自動水栓化するための経費140万円の補正計上であります。

事項⑨保育所保育料助成に要する経費は、コロナ禍の中、保育料の減免を第1子からに拡大することにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図るための助成金1,794万円の補正計上であります。

事項⑩高齢者支援に要する経費は、75歳以上の高齢者を対象に、ワクチン接種時のタクシー運賃等への助成経費1,170万円の補正計上であります。

事項⑪ひとり親世帯特別給付金給付に要する経費は、児童扶養手当受給世帯を対象とした給付金97万5,000円の補正計上であります。

12ページをお開き願います。

事項⑫テレワークWi-Fi設置に要する経費は、コロナ禍に対応した施設需要を取り込むため、無線通信環境を整備するための経費273万5,000円の補正計上であります。

事項⑬おおたまうまいもの宅配に要する経費は、消費が低迷する地酒を宅配することにより消費拡大を図るための経費62万8,000円の補正計上であります。

事項⑭事業者等感染症対策支援に要する経費は、感染症対策に取り組む村内サービス業等を対象に、費用の一部を補助するための経費700万円の補正計上であります。

事項⑮農業経営持続化支援に要する経費は、農業経営収入保険加入者への一部補助を実施し、農業経営の安定化を図るための経費38万4,000円の補正計上であります。

事項⑯村内温泉施設日帰り入浴助成に要する経費は、入浴料の一部助成により、利用客が減少する温泉施設を支援するための経費128万6,000円の補正計上であります。

下段から14ページにかけての事項⑦成人式の感染症対策に要する経費は、参加者に対する抗原検査キットの配付等や、式典延期に伴いレンタル衣装のキャンセル料が発生した場合に一部助成を行うための経費199万1,000円の補正計上であります。

事項⑧PET検診助成に要する経費は、外出自粛に伴う運動不足やストレス過剰による健康不安を解消するため、より精度の高いPET検診受診に対する助成経費200万円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、253万7,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

款15国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,128万2,000円の補正計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金取崩しで、3,000万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第38号、次の補正予算のほうに移らせていただきます。

議案第38号、令和3年度大玉村一般会計補正予算4月②の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款2総務費の災害対策費の事項④令和3年福島県沖地震による被災住宅修理支援に要する経費は、県補助金を活用し、同地震により住宅に被害が生じた世帯の修理支援を行うための経費1,385万5,000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、120万5,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

款16県支出金は、同地震に係る被災住宅修理支援事業補助金1,265万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第41号、次の補正予算書のほうに移らせていただきます。

議案第41号、令和3年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

款2総務費は、総額4,942万4,000円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

文書広報費の事項①行政組織連絡及び広報紙発行等に要する経費は、SNS等のさらなる活用に向けた人材育成業務委託料130万円、事項③情報発信に要する経費は、

情報発信を強化するための地域おこし協力隊設置経費 363 万 6,000 円の補正計上であります。

企画費の事項①企画事務に要する経費は、平成 31 年 3 月定例会において陳情採択となった地域交流センター設置補助金 3,500 万円の補正計上であります。なお、本事業につきましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金 1,500 万円の交付を受けて実施するものであります。

事項⑤定住促進対策に要する経費は、玉井字西庵地内の住宅団地 7 区画に係る補助金 350 万円の補正計上であります。

14 ページをお開き願います。

中段の指定統計費の事項④経済センサス活動調査に要する経費は、交付金交付決定に伴い 3 万 3,000 円の補正計上であります。

款 3 民生費は、総額 1,072 万 2,000 円の補正計上であります。

下段から 16 ページにかけての児童措置費の事項③低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するための特別給付金 905 万円など、合わせて 994 万 6,000 円の補正計上であります。

中段の款 4 衛生費は、総額 3,828 万 4,000 円の補正計上であります。

予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は 743 万 8,000 円を補正計上し、接種体制の整備に取り組むものであります。

下段から 18 ページにかけての環境衛生費の事項⑥災害等廃棄物処理に要する経費は、令和 3 年 2 月 13 日に発生した福島県沖地震に伴う損壊家屋等の解体撤去等処理経費 3,076 万 4,000 円の補正計上であります。

中段の款 6 農林水産業費は、総額 535 万 7,000 円の補正計上であります。

農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、村内農業団体が取り組む福島県オリジナル米産地力強化推進事業補助金交付額と同額の 123 万円を補正計上し、同団体に交付するものであります。

林業振興費の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、有害鳥獣対策協議会の運営補助金 23 万 2,000 円や、有害鳥獣被害防止柵整備補助金 249 万 4,000 円など、合わせて 287 万 6,000 円の補正計上であります。

20 ページをお開き願います。

款 7 商工費は、総額 143 万 5,000 円の補正計上であります。

商工振興費の商工業の振興に要する経費は、大玉村エール券の利用期間延長に伴う飲食店等応援前払利用券発行支援事業補助金 136 万 9,000 円の補正計上であります。

款 8 土木費の住宅管理費は 552 万円を補正計上し、事項③住宅耐震改修に要する経費において、強風や地震等による住宅屋根の被害を軽減するための屋根耐風改修事業補助に取り組むものであります。

款 9 消防費の消防施設費は 72 万 2,000 円を補正計上し、消防施設の整備に要

する経費において、防災おおたま広報の戸別受信装置設置に取り組むものであります。

款 10 教育費は、総額 239 万 6,000 円の補正計上であります。

学校管理費の事項②小学校の管理運営に要する経費は、大山小学校築山修繕料 90 万円の補正計上であります。

22 ページをお開き願います。

ふるさとホール管理費の事項②ふるさとホール事業に要する経費は、野内与吉顕彰資料展示に係るアドバイザー報償 50 万円の補正計上であります。

保健体育総務費の事項①社会体育振興に要する共通経費は、新たな取組として、あだたらの里おおたまウォーク開催に係る実行委員会補助金 60 万円の補正計上であります。

款 14 予備費は、財源を調整し、761 万 7,000 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

8 ページをお開き願います。

款 15 国庫支出金の総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 138 万 6,000 円の補正計上であります。

民生費国庫補助金は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費に充当となる事業費及び事務費合わせて 994 万 6,000 円の補正計上であります。

衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 1,611 万 9,000 円、災害等廃棄物処理事業補助金 1,538 万円の補正計上であります。

土木費国庫補助金は、屋根耐風改修補助事業に充当となる社会資本整備総合交付金 276 万円の補正計上であります。

款 16 県支出金の総務費県補助金は、総務管理費補助金で 140 万 9,000 円、災害対策費補助金で 260 万円の補正計上であります。

農林水産業費県補助金は、農業費補助金で 123 万円、林業費補助金で 52 万 6,000 円の補正計上であります。総務費委託金は、統計調査費委託金 35 万 2,000 円の補正計上であります。

下段の款 19 繰入金の財政調整基金繰入金は、基金取崩しで 4,000 万円の補正計上であります。

10 ページをお開き願います。

災害対策基金繰入金は、災害等廃棄物処理に要する経費に充当となる基金取崩しで 1,538 万 4,000 円の補正計上であります。

款 21 諸収入は、地域交流センター設置費を対象に一般財団法人自治総合センターから交付されるコミュニティ助成事業助成金 1,500 万円の補正計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第 42 号、令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

30ページをお開き願います。

款3 国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分は98万2,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分は103万2,000円、介護納付金分は276万6,000円の補正計上であります。

これらは、いずれも県納付金の納付額確定に基づく計上であります。

予備費は、財源を調整し47万7,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

款1 国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分で1,801万8,000円、介護納付金分で784万4,000円、後期高齢者支援金分で1,488万1,000円と、いずれも減額計上であります。

款5 繰入金の国民健康保険財政調整基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける被保険者の負担軽減分を措置するため、基金取崩し1,000万円の補正計上であります。

款6 繰越金は、3,600万円の補正計上であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第43号、令和3年度大玉村土地取得特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

38ページをお開き願います。

款2 土地取得費は、保育所用地取得経費13万6,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

36ページをお開き願います。

款2 繰入金は、保育所用地取得経費に充当するための基金取崩し額13万6,000円の補正計上であります。

以上、土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和3年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

3月定例会以降、今定例会までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました写しのとおり、陳情第2号及び陳情第3号の2件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第2号及び陳情第3号を総務文教常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時52分）